介護報酬単位の見直し案

(変更点は下線部)

O 十二号) 厚生労働 現 大臣が定める一 単 位 の単 価 (平成十二年厚生省告示第 行 0 厚生労働 改

日から適用する。 大臣が定める一単位 十二年二月厚生省告示第十 (平成十二年二月厚生省告示第二十一号)の規定に基づき、 及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準 の額の算定に関する基準 定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準 の単価を次のように定め、 九号)、 (平成十二年二月厚生省告示第二十号 指定居宅介護支援に要 平成十二年四 ダする費 **平** 月 厚生 成

日から適用する。

第百二十九号)第二号の厚生労働大臣が定める一単位の単価は する費用の額の算定に関する基準 生労働省告示第百二十八号)第二号及び指定介護予防支援に要 サービスに要する費用の額の算定に関する基準 生労働省告示第百二十七号)第二号、 サービスに要する費用の額の算定に関する基準 省告示第百二十六号)第二号、 スに要する費用の額の算定に関する基準 号、 額の算定に関する基準 十二年厚生省告示第十九号) 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準 (平成十二年厚生省告示第二十一号)第二号、 指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基 (平成十二年厚生省告示第二十号) 第二号、 指定居宅介護支援に要する費用 (平成十八年厚生労働省告示 指定地域密着型介護予防 指定地域密着型サービ (平成十八年厚 (平成十八年厚 (平成十八年 (平成十八年厚指定介護予防 生労働 **平** 第

原生労働大臣が定める一単位の単価(平成十二年厚生省告示第

正

案

大臣が定める一単位の単価を次のように定め、 用の額の算定に関する基準 十二年二月厚生省告示第十九号)、)及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準 (平成十二年二月厚生省告示第二十一号) 一十二号) 指 定居宅サービスに要する費用 (平成十二年二月厚生省告示第二十号 の額の算定に関する基準 指定居宅介護支援に要する費 の規定に基づき、 平成十二年四月 (平 成 厚 生

準 省告示第百二十六号)第二号、 スに要する費用の額の算定に関する基準 成十二年厚生省告示第十九号) 第 する費用の額の算定に関する基準(平 生労働省告示第百二十八号) サービスに要する費用の額の算定に関する基準 生労働省告示第百二十七号) サービスに要する費用の額の算定に関する基準 の 額の算定に関する基準 百二十九号) 指定居宅サービスに (平成十二年厚生省告示第二十一号) 指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基 第二号の厚生労働大臣が定める一単位 要する費用 (平成十二年厚生省告示第二十号) 第二号及び指定介護予防支援に要 第二号、 指定居宅介護支援に要する費用 第二号、 の 額の 関する基準(平成十八年厚、指定地域密着型介護予防関する基準(平成十八年厚 成十八年厚生労働省告示 第二号、 算定に関する基準 指定地域密着型サービ (平成十八年厚生労働 指定介護予防 の単価は

介 介 地 短

護

保健施

療養

施設サービス 設サービス

防

訪問看

護

護福祉 域密

施設サービス

.着型介護老人福祉施設入所者生活介護

短 通

期 所

期入所

为入所療養介護 別入所生活介護

訪問リハビリテーション

十八 千分の千

リハビリテーション

訪

問

看

に掲げるサービス種類に応じて同表の下欄に掲げる割合を乗じ ビス等を行う介護保険施設が所在する地域区分及び同表の中欄 行う事業所又は同法第四十八条第一項に規定する指定施設サー 十四条の二第一項に規定する指定地域密着型介護予防サービス 第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス、 法第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援の事業、 第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービス、 同法第五十八条第一項に規定する指定介護予防支援の事業を 同法第五 同法 同

十三号)第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス、 十円に次の表の上欄に掲げる介護保険法(平成九年法律第百二 同法 十三号)第四十一条第一 十円に次の表の上欄に掲げる介護保険法

に掲げるサービス種類に応じて同表の下欄に掲げる割合を乗じ ビス等を行う介護保険施設が 行う事業所又は同法第四十八条第一 十四条の二第一項に規定する指定地域密着型介護予防サービス 第四十二条の二第一項に規定する指定 第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス、 法第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援の事業、 て得た額とする。 同法第五十八条第一項に規定する指定介護予防支援の事業を 所在する地域区分及び同表の中欄 項に規定する指定施設サー 地域密着型サービス、 同法第五 同法 同

項に規定する指定居宅サービス、

同

(平成九年法律第百二

四			
	特 別 区	地域区分	
へ護に を担合し ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	介護予防福祉用具貸与介護予防居宅療養管理指導福祉用具貸与居宅療養管理指導居宅療養管理指導	サービス種類	
十 千 八 分 の 千 六	千 分 の 千	割合	

لِـ	

特別区

居宅療養管理指導

千分の千

祉用具貸与

介 福

護予防福祉用具貸与 護予防居宅療養管理指導

地 域区

分

サー

ビス種類

割 合

特 甲 地		Andrew Market Property and the second			
介護予防福祉用具貸与介護予防居宅療養管理指導居宅療養管理指導	介護予防支援介護予防認知症対応型共同生活介護介護予防認知症対応型共同生活介護介護予防認知症対応型通所介護	介護予防特定施設入居者生活介護介護予防通所介護	蠖 穫 護 蹇 下		介護予防通所リハビリテーション介護予防短期入所療養介護 訪問介護
千分の千					+ 千 二 分 の 千 七
特 甲 地					
介護予防福祉用具貸与介護予防居宅療養管理指導居宅療養管理指導	介護予防支援介護予防訪問入浴介護の間対応型訪問介護	訪問入浴介護	介護予防小規模多機能型居宅介護介護予防認知症対応型通所介護介護予防通所リハビリテーション介護予防訪問リハビリテーションの譲予防訪問	复規 知 所 問	介護予防短期入所生活介護介護予防短期入所療養介護不護予防短期入所療養介護
千 分 の 干		五 千 分の 千百		+ =	千 分 の 干 八

方護予防認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護 心護予防訪問介護 一介護予防訪問介護 小護予防訪問介護 一方護予防訪問介護 一方護予防訪問介護 一方護予防訪問介護 一方護予防訪問介護 一方護予防動門介護	訪問看護 が護予防短期入所生活介護 が護予防短期入所生活介護 が護予防が問門リハビリテーション 介護予防が問門リハビリテーション 介護予防が問門リハビリテーション 介護予防が開けれどリテーション 介護予防が開けれどリテーション 介護予防がができる人福祉施設入所者生活介護 が護予防がができる人福祉施設入所者生活介護 が護予防がができる人には、 が護予防短期入所生活介護
+ 千	+ 千
分	分
の	の
千	千
六	四

£

居宅介護支援訪問入浴介護訪問介護	介護予防小規模多機能型居宅介護の一方護予防・制模多機能型居宅介護の一方護予防・制度を関係を受ける。 かい が で で で で で で で で で で で で で で で で で で	短期入所生活介護 短期入所療養介護 短期入所療養介護 行護予防短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	所介護
十分の千七	+ 千 五 分 の 千 五	十 五	千分の千四

	甲地									· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·								
介護予防支援介護予防認知症対応型共同生活介護	介護予防福祉用具貸与介護予防居宅療養管理指導居宅療養管理指導	訪問リハビリテーション訪問看護	所リハビリテーショ	短期入所療養介護	密着型介	介護福祉施設サービス	問介護護予防訪問リハ語の一般を受ける。 ひん 一次	夜間対応型訪問介護 通所介護 訪問入浴介護										
	千 分 の 千	十分の千二	- <u>P</u>		-									千分の三十	六			
	甲地			•														
介護予防支援 介護予防訪問入浴介護 の護予防訪問介護	介護予防福祉用具貸与不護予防居宅療養管理指導居宅療養管理指導	短期入所生活介護通所介護	期入所療養介護	認知症対応型共同生活介護・特別が記り見る合語が記	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	密着型特定施設入居者生		介護保健施設サービス	介護療養施設サービス	介護予防通所介護	介護予防短期入所生活介護	介護予防短期入所療養介護	介護予防認知症対応型共同生活介護介護予防特定施設入居者生活介護		訪問看護	訪問リハビリテーション	通所リハビリテーション	認知症対応型通所介護
	千分の千	+ 千 七 の 千 二	-												千分の千三	+ =		***************************************

	乙 地	
か護予防訪問看護 が護不健施設サービス が護福祉施設サービス が護福祉施設サービス が護福祉施設サービス が護療養施設サービス がでである。 ができる人福祉施設入所者生活介護 ができるが、できる。 ができるが、できる。 ができるが、できる。 ができるが、できる。 ができるが、できる。 ができるが、できる。 ができるが、できる。 ができるが、できる。 はいまるが、できるが、できるが、できるが、できるが、できるが、できるが、できるが、でき	介護予防福祉用具貸与福祉用具貸与居宅療養管理指導	認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護 小規模多機能型居宅介護 介護予防認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通所介護
二 千 分 の 千 十	千 分 の 千	
	乙 地	
介護療養施設サービス の護福祉施設サービス 介護保健施設サービス 介護療養施設サービス 介護療養施設サービス 介護療養施設サービス	介護予防福祉用具貸与不護予防居宅療養管理指導居宅療養管理指導	小護予防訪問人浴介護予防訪問入浴介護予防訪問人浴介護予防訪問人浴介護を開対応型訪問介護を開対応型訪問介護を開対応型訪問介護を開対応型訪問介護を機能型居宅介護を開対応型訪問介護を機能型居宅介護を開対応型訪問介護を機能型居宅介護を開対応型ができる。
+ 千 三 分 の 千 二	千 分 の 千	十 千 二 分 の 千 四

二 (略)	その他すべ	介護		介護	介護	介護	介護	介護	介護	居宅	地域	認知	小規	認知	夜間	特定	通所	訪問	訪問		介護	介護	介護	介護
	てのサービス	3予防支援	予防	護予防小規模多機能型居宅介護	8予防認知症対応型通所介護	路予防特定施設入居者生活介護	予防通所介護	路予防訪問入浴介護	多防訪問介護	1介護支援	地域密着型特定施設入居者生活介護	(症対応型共同生活介護	規模多機能型居宅介護	/ 症対応型通所介護	[対応型訪問介護	(施設入居者生活介護	:介護	. 入浴介護	<u> </u> 介護		(予防短期入所療養介護	[予防短期入所生活介護	護予防通所リハビリテーション	予防訪問リハビリテーション
	千分の千																	八	千分の千十					
二 (略)	その他																							
	すべてのサービス	介護予防支援	,防 ; 訪 引 問	対応型訪	介護支援	入	訪問介護		介護予防小規模多機能型居宅介護	防	予	介護予防訪問リハビリテーション	護予	規模	認知症対応型通所介護	- 11	訪問リハビリテーション	砉		介護予防認知症対応型共同生活介護	介護予防特定施設入居者生活介護	介護予防短期入所療養介護	介護予防短期入所生活介護	介護予防通所介護
	千分の千					十五五	千分の千三										十 八	千分の千二						

7			
The second of th	rena de Aren de Large de Large de la companya de l		

別紙6

指定基準の改正概要

- 指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準
 - 1 訪問介護

〈人員に関する基準〉

サービス提供責任者の配置に関する規定を以下のとおり改正する。

- ・ 指定訪問介護事業所ごとに、訪問介護員等であって専ら指定訪問介護の職務 に従事するもののうち事業の規模に応じて1人以上の者をサービス提供責任者 としなければならないこと。
- ・ 常勤職員を基本としつつ、非常勤職員の登用を一定程度可能とすること。
- ・ 居宅サービス基準上、1人を超えるサービス提供責任者を配置しなければならない事業所においては、原則として1人分のみの常勤換算を可能とすること。
- ・ あわせて、居宅サービス基準上、5人を超えるサービス提供責任者を配置しなければならない事業所については、当該事業所におけるサービス提供責任者の3分の2以上を常勤の者とすること。
- ・ この場合の非常勤のサービス提供責任者については、当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数の2分の1に達していること。

2 居宅療養管理指導

〈基本方針〉

指定居宅療養管理指導を行う者に関する規定を以下のとおり改正する。

・ 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師、准看護師、歯科衛生士(歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を含む。)又は管理栄養士とすること。

〈人員に関する基準〉

指定居宅療養管理指導事業所における人員配置に関する規定を以下のとおり改正する。

病院又は診療所である指定居宅療養管理指導事業所における保健師、看護師

又は准看護師(以下「看護職員」という。) その提供する指定居宅療養管理指導の内容に応じた適当数。

指定訪問看護ステーションである指定居宅療養管理指導事業所においては、 看護職員を配置すること。

〈設備に関する基準〉

指定訪問看護ステーションである指定居宅療養管理指導事業所の設備に関する基準について、以下の要件を追加する。

指定居宅療養管理指導の事業の運営に必要な広さ、設備及び備品等を備えていること。

〈運営に関する基準〉

看護職員の行う指定居宅療養管理指導の方針に関する規定について、以下の要件 を追加する。

- ・ 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、指定居宅介護支援事業者等に対する居宅サービス計画の作成等に必要な情報提供並びに利用者に対する療養上の相談及び支援を行うこと。
- 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、 利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように 指導又は助言を行うこと。
- それぞれの利用者について、提供した指定居宅療養管理指導の内容について、 速やかに記録を作成するとともに、医師又は指定居宅介護支援事業者等に報告 すること。

3 通所介護

〈設備に関する基準〉

指定療養通所介護における利用定員に関する規定を以下のとおり改正する。

利用定員を8人以下とすること。

į.

指定療養通所介護における専用の部屋の面積に関する規定を以下のとおり改正する。

- 専用の部屋の面積は、6.4㎡に利用定員を乗じた面積以上とすること。
- 4 通所リハビリテーション

〈人員に関する基準〉

指定通所リハビリテーションの事業所に置くべき理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護師若しくは准看護師若しくは介護職員の員数に関する規定を以下のとおり改正する。

- ・ 利用者が10人までは1人とし、10人を超える場合は、常勤換算方法で10:1 以上確保されていること。
- ・ そのうち、専ら指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、常勤換算方法で、利用者が100人又はその端数を増すごとに1人以上確保されること。

※ 指定通所リハビリテーション事業所が診療所である場合

- ・ 利用者が10人までは1人とし、10人を超える場合は、常勤換算方法で10:1 以上確保されていること。
- ・ そのうち、専ら指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は通所リハビリテーション若しくはこれに類するサービスに1年以上従事した経験を有する看護師が、常勤換算方法で、0.1人以上確保されること。

5 短期入所療養介護

〈人員に関する基準〉

診療所である指定短期入所療養介護事業所に関する規定について、以下の要件を 追加する。

・ 診療所(指定介護療養型医療施設である診療所及び療養病床を有する診療所を除く。)である指定短期入所療養介護事業所にあっては、当該指定短期入所療養介護事業所を提供すべき病室に置くべき看護職員又は介護職員の員数の合計は、常勤換算方法で、入院患者の数が3又はその端数を増すごとに1以上であること。

〈設備に関する基準〉

診療所である指定短期入所療養介護事業所に関する規定について、以下の要件を 追加する。

- 指定短期入所療養介護を提供すべき病床の床面積は、利用者1人につき6.4平方メートル以上とすること。
- 食堂及び浴室を有すること。
- 機能訓練を行うための場所を有すること。

附則第5条 「施行規則附則第2条の規定により読み替えて適用される施行規則第1 4条に規定する厚生労働大臣が定める基準に適合している診療所である指定短期入 所療養介護事業所」に係る人員基準等

当該規定を削除する。

○ 介護老人保健施設の人員、施設及び施設並びに運営に関する基準 〈人員に関する基準〉

介護老人保健施設に置くべき従業者の員数に関する規定を以下のとおり改正する。

- · 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 常勤換算方法で、入所者の数を100 で除して得た数以上。
- ・ 支援相談員 1以上(入所者の数が100を超える場合にあっては、常勤の支援 相談員1名に加え、常勤換算方法で、100を超える部分を100で除して得た数以 上。)。

- 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準
 - 1 夜間対応型訪問介護

〈人員に関する基準〉

オペレーターに関する規定を、以下のとおり改正する。

- ・ オペレーターは、看護師、介護福祉士その他の厚生労働大臣が定める者であること。
 - ※ 別に厚生労働大臣が定める者の内容は以下のとおりとする。 看護師、准看護師、介護福祉士、医師、保健師、社会福祉士及び介護支援専門員。

管理者に関する規定を、以下のとおり改正する。

・ 日中のオペレーションセンターサービスを実施する場合であって、指定訪問 介護事業者の指定を併せて受けて、一体的に運営する場合、指定訪問介護事業 所の職務に従事することを可能とすること。

2 小規模多機能型居宅介護

〈人員に関する基準〉

夜勤職員に関する規定を以下のとおり改正する。

- ・ 夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の小規模多機能型居宅介護従業者に夜間及び深夜の勤務(夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務(宿直勤務を除く。)) を、1以上の小規模多機能型居宅介護従業者に宿直勤務を行わせるために必要な数以上とすること。
- 宿泊サービス(登録者を指定小規模多機能型居宅介護事業所に宿泊させて行う小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。)の利用者がいない場合であって、利用者に対して夜間及び深夜の時間帯に連絡体制を整備している場合にあっては、第1項の規定に関わらず、夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務並びに夜間及び深夜の勤務を行う小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができること。

〈設備に関する基準〉

居間及び食堂に関する規定を以下のとおり改正する。

・ 居間及び食堂は、機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。

- 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス 等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
 - 1 介護予防訪問介護〈人員に関する基準〉訪問介護と同様の改正を行うこと。
 - 2 介護予防通所リハビリテーション〈人員に関する基準〉通所リハビリテーションと同様の改正を行うこと。

- 〇 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
 - 1 介護予防小規模多機能型居宅介護〈人員に関する基準〉小規模多機能型居宅介護と同様の改正を行うこと。
 - 〈設備に関する基準〉 小規模多機能型居宅介護と同様の改正を行うこと。

(参考) 介護保険法施行規則

第9条 法第8条第6項の厚生労働省令で定める者

居宅療養管理指導を行うことができる者に関する規定を以下のとおり改正する。

・ 保健師、看護師、准看護師、歯科衛生士(歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を含む。)及び管理栄養士であること。

第9条の2 法第8条第6項の厚生労働省令で定める療養上の管理及び指導

居宅療養管理指導において行われるべき療養上の管理及び指導に関する規定について、以下の要件を追加する。

・ 保健師、看護師又は准看護師により行われる居宅療養管理指導は、居宅要介 護者の居宅において実施される療養上の相談及び支援とすること。

第14条 法第8条第10項の厚生労働省令で定める施設

短期入所療養介護を行うことができる施設は以下のとおりとすること。

- ① 介護老人保健施設
- ② 介護療養型医療施設
- ③ 医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する病院又は診療所
- ④ 別に厚生労働大臣が定める診療所(前2号に掲げるものを除く。)

(参考) 別に厚生労働大臣が定める診療所の施設基準等

- 指定短期入所療養介護事業所における指定短期入所療養介護を提供すべき病室に置くべき看護師若しくは准看護師又は介護職員の員数の合計は、常勤換算方法で、入院患者の数が3又はその端数を増すごとに1以上であること。
- ・ 夜間における緊急連絡体制を整備することとし、看護師若しくは准看 護師又は介護職員を1人以上配置していること。
- ・ 指定短期入所療養介護を提供すべき病床の床面積は、利用者 1 人につき6.4 平方メートル以上とすること。
- ・ 食堂及び浴室を有すること。

機能訓練を行うための場所を有すること。

第22条の8 法第8条の2第6項の厚生労働省令で定める者

介護予防居宅療養管理指導を行うことができる者に関する規定を以下のとおり改 正する。

・ 保健師、看護師、准看護師、歯科衛生士(歯科衛生士が行う介護予防居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を含む。)及び管理栄養士であること。

第22条の9 法第8条の2第6項の厚生労働省令で定める者

介護予防居宅療養管理指導において行われるべき療養上の管理及び指導に関する規定について、以下の要件を追加する。

保健師、看護師又は准看護師により行われる介護予防居宅療養管理指導は、 居宅要介護者の居宅において実施される療養上の相談及び支援とすること。

第22条の14 法第8条の2第10項の厚生労働省で定める施設

第14条と同様の改正を行う。

第127条 指定居宅サービス事業者の特例に係る居宅サービスの種類

法第71条第1項に規定する「厚生労働省令で定める種類の居宅サービス」(病院等について、健康保険法第63条第3項第1号の規定による保険医療機関の指定があった場合に、介護保険法第41条第1項本文の指定があったものとみなすことのできるサービス)について、以下のとおり改正する。

- 法第71条第1項の厚生労働省令で定める種類の居宅サービスは、訪問看護、 訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションとすること。

第140条の15 指定介護予防サービス事業者の特例に係る介護予防サービスの種類

法第115条の10において準用する法第71条第1項に規定する「厚生労働省令で定める種類の居宅サービス」について、以下のとおり改正する。

・ 法第115条の10において準用する法第71条第1項の厚生労働省令で定める種類の介護予防サービスは、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション 及び介護予防通所リハビリテーションとすること。

附則第2条 短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護を行う施設に関する経 過措置

当該規定を削除すること。